

44宇宙委第7号
昭和44年1月25日

殿

宇宙開発委員会委員長 木 内 四 郎

第4回宇宙開発委員会定例会議の開催につ
いて

標記会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

1. 日 時 昭和44年1月29日(水)
午後2時~4時
2. 場 所 科学技術庁 第2会議室
3. 議 題 宇宙開発基本法について

第4回宇宙開発委員会定例会議議事次第

宇宙開発基本法について

配布資料

委4-1 宇宙開発基本法に関する経緯

委4-2 宇宙開発基本法関係国会会議録抜萃

委4-3 宇宙開発委員会設置法案に対する附帯決議

委4-4 日本学術会議からの申入れ「宇宙基本法の制定について」

委4-5 米国の航空宇宙法（仮訳）

宇宙開発基本法に関する経緯

44.1.29

1. 昭和43年4月第58国会における
宇宙開発委員会設置法の審議の際に、

宇宙開発基本法制定の必要性について、
佐藤内閣総理大臣および鍋島科学技

術庁長官は、基本法を制定する際に検討
を要する諸問題を新たに充足する宇宙開

発委員会においても審議したうえ、速やか
に基本法の制定を図りたい旨答弁した。

2. 衆議院科学技術振興対策特別委員会
(以下「科技特」という。)における上記法案

の採決に当り、社会党石川議員から「基本
法の立法化を図ることについてはすでに各党

間で意見は一致しているが、この法律は議員提案と
し、このための小委員会を設けて検討を行なうこ

としたい。」旨の意見が述べられ、これに対し、
科学技術庁長官は、科学技術庁としても検討を

進め、国会の検討に協力したい旨答弁した。

3. 同年4月19日の衆議院科技特および4月25日の参
議院内閣委員会において、宇宙開発委員会設置法

案に対する附帯決議がなされ、この決議において、
速やかに宇宙基本法の立法化を図る旨が述べられた。

4. 同年5月17日、日本学術会議は、宇宙開発基本法を
早急に制定するよう内閣総理大臣に申入れを行な

った。

宇宙開発基本法関係国会会議録抜萃

第五十八回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会

昭和四十三年四月十五日

○三木（喜）委員 ナショナルプロジェクトとしての大臣のとらえ方ならば、一体この宇宙開発 て日

本の国の何をねらうべきかということをもう少し明示していただきたいと思うのです。それがなければ、あとの質疑が出てこないわけです。ただビッグサイエンスをどうしてもわれわれとしてやつていきたい、取り組んでいきたい、それは文化の発展あるいは経済の発展、技術の発展に役立つんだ、これだけでは宇宙開発の位置づけがはつきりしないと思うのです。そこでお聞きしてあるわけですが、ひとつその点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○鍋島国務大臣 当然ナショナルプロジェクトとしてこれをとらえ、それを強力に国として推進していきま
す場合におきましては、その終局の目的とするところは国の繁栄であり、しかも、それが当然国民生活の
向上、そして豊かな生活を国民の各位とともに進めていく大きな目的がある。いわゆる社会の向上ある
いは国民生活の向上、ひいては国民個々の繁栄から国の繁栄に至る平和的な繁栄——あくまでこれは平和
でございます。そういつた面を重点に進めていかれるべきものだと考えます。

○三木（喜）委員 事務当局からも、補足的な説明があればやつていただきたいと思ひます。

○梅澤政府委員 ただいま大臣が御答弁されたわけでございますが、私たちも、実際、いま大臣がおつしや
つたとおりでございます。

具体的に申し上げますと、その間で、いま、宇宙開発の問題でどういふところが国民生活に一番反映するかどうかということが具体的にわかつている点を、まず取り上げるべきではないかという考え方で現在やつております。したがいまして。現在通信衛星その他わが国の国民生活に最も大事な点というものを重点的にはかつていくところを十分解明するのが一番大切なことじゃないかという考え方で進めております。

○鍋島国務大臣 率直に申し上げますが、先ほど大局論的には申し上げますが、さらに進めてまいりますれば、あくまで平和利用に徹すること、しかも、日本の憲法に従つて、決して軍事利用といつたようなことの疑いを受けないように、逸脱しないようにこれを進めていくこと、それを具体的に申し上げますと、いま局長も申し上げましたように、日本の国民生活の向上なり繁栄に資する平和利用でございますから、さしあたりは通信あるいは航行あるいは気象といったような衛星を打ち上げることによつて、その恩恵を国民に与えていくという点が必要であらうと思ひます。

なお、その開発の方法につきましては、あくまで日本において自主的な開発を目的にしまして、ただ諸外国から協力を受けて、それに日の丸だけをつけて打ち上げるということがない自主開発をもつて進めていく。ただ問題は、そのほかに、御承知のインテルサットの仮条約、本条約の調印が目睫に迫つておりますから、それに対して、各国に対してやはり日本の自主開発が十分発言権を持ち得るようにならざることを進めていくという点に重点を置かなければならないと考へております。

大体以上のようなことでございます。

○石川委員 私はこの宇宙開発をするという目的は、ただ単にロケットを飛ばして国威を宣揚するのだ、あるいは軍事利用と非常に密接な関係がありそうだと、いうことで力を入れるのではなしに、何のために、どういう目的で宇宙開発をするのだという基本的な姿勢をまずしつかりさせないと、単なる実用、実用といつても——これはやはり基本的なそういう未開拓な分野をいろいろ研究していかなければならぬということから出発しなければならぬ。その基本に立ち戻らなければ、何のために宇宙開発をやるかわからぬということになりかねない。そういうことを忘れて、単に目の前の、ロケットを飛ばすということに結びつけて、国民の福祉に関係があるのだということだけでは、どうも目的というものはあいまいだということうにかわれわれにとつては考えられないと思います。この点をひとつしつかりきめてもらいたいと思うのです。

○鍋島国務大臣 宇宙開発につきましては、大きな方針といたしましては、先ほどから申し上げておるとおりでございますが、いまの御議論のように、まだ基礎もはつきりしておりませんし、また、その後におきますいわゆる月ロケットあるいは惑星に対する、たとえば金星に対するロケットというような問題も、今後問題としてあることは事実でございます。したがって、大学におかれては、研究衛星を打ち上げられて、そうして基本的な研究をなさるわけでございます。一方、いま申し上げましたように、科学技術庁の大型プロジェクトとしてこれを推進していく場合は、その研究成果を十分取り入れることによつて、さしあたり実用衛星というものを打ち上げまして、そうして、世界の衛星に一面おくれないうちにこの開発を行な

つていく、しかもその基礎はあくまで平和利用であり、その平和利用の面から絶対に逸脱しないという基本方針のもとにこれを進めていく。いま言われましたように、確かにまだまだ未知の分野がたくさんございます。たとえば、基礎的な研究の面においても多くの未知の分野があり、現在世界の学者が研究していることは、私も浅学ではございますが承知いたしております。また、さらに、軍事利用と相重なつた面にあるいは軍事利用の中から、平和利用の中から、平和利用の成果があらわれる面があるいはあるかもわかりませんけれども、しかしその点はその点として、私たちの宇宙開発における基本的な態度は、あくまで平和利用であることと、基礎的な研究をあくまで進めていく。しかしながら、さしあたりの目標としては、少なくとも実用衛星にしぼつてこれを開発し、しかも、自主的にこれを進めていくという方向にいくのがほんとうではなからうかというふうに考えております。

○三木（喜）委員 原子力基本法と同じように宇宙開発基本法を事務当局として――私は総理にも開きたいと思っておりますが、なぜ出さなかつたか。出す機会があつたし、その答申も受けているじゃないですか。この原因はどこにあつたか。自民党がやらなかつたのか、あるいは総理に理解がなかつたのか、その辺をわれわれは知りたいわけです。

○梅澤政府委員 宇宙開発委員会の問題を取り上げますときに、実際、いま先生がおつしやいました基本法の問題というものはわれわれも考えました。しかし、いまのインテルサットの問題その他が出て、早く一

歩でも前進するという形で考えますときに、申しわけないのですが、基本法が先に立つていく場合が当然だと思いますが、この点についても、ちよつとタイミングの問題としてわれわれはふみ切れないというところで、さしあたりどうしてもこの委員会を設置していただいて、一步前進して宇宙の開発をさせていたいただきたいということに主眼を置きましたので、実は基本法が検討中ながら先に置かれたというようなわけでございます。

昭和四十三年四月十七日

○三木（喜）委員 この法律案は宇宙開発委員会の設置法であります。わが国の宇宙開発は平和目的に限るという大前提と、自主、民主、公開の原則をふまえねばなりません。この委員会設置法には、全くこうした原則的なものが明示されていないところに、国策上致命的な欠陥を見るわけです。そこで、長官にお伺いいたします。昭和三十五年四月、総理府に宇宙開発審議会を設け、数回にわたり首相の諮問に応じて答申させております。すなわち、昭和三十七年五月には「宇宙開発推進の基本方策」、昭和三十九年二月には「重点開発目標とこれを達成するための具体的方策」、昭和四十二年十二月三十日には「宇宙開発に関する長期計画及び体制の大綱について」などの答申がなされておるわけです。そのうち昭和三十七年の答申には、平和利用に限るということがうたつてあるし、四十一年八月の建議は、人工衛星を昭和四十五年までに打ち上げる能力を養うことと、きわめて明確に答えがあります。こうした答申を受けてお

きながら、今日までなぜじんぜん日を延ばし、平和目的に限る宇宙開発。さらに静止衛星の開発目標を明記した宇宙開発基本法をつくるべきであつたと思うのですが、なぜつくなかつたかというその理由が、ただいまの御説明では明確ではないわけなんです。なぜつくなかつたということを聞かせただきたい。

○ 鍋島国務大臣 宇宙開発審議会の答申に沿うよりも、わが国におきますこの体制をつくること、実行に移ることが非常におくれておることは、ただいま御指摘のとおりでございます。国の力としてこれをやるために、私の前任者あるいは前々任者等もずいぶんお考えになつたことかと思ひますけれども、この体制に至らなかつた。しかも、その途中におきましては、御承知のとおり、一元化の問題等がありまして、国の総力をあげてこれを具体化するいわば話し合い等が十分つかなかつたという点も、やはりおくれた一つの原因ではなからうかと思ひます。しかし、昨年十二月の答申によりまして、少なくともそれに一元化し、国の総力をあげて開発していこうという一応の体制だけができたわけでございます。その点、まことに恐縮でございますけれども、おかれております。これはまあそのときの方々によつて努力をなすつたかと思ひますが、そこまでわが国の水準も、あるいはかく一元化体制ができたという点にあらうかと考えるわけでございます。

○ 三木（喜）委員 ただいまの御答弁によりますと、宇宙開発基本法をつくるべきであつた。しかしながら、一元化体制の整備が非常におくれたために、そのほうに重点を移した。したがつて、今後、長官のお考えによりますと、これは早急につくるべきものだ、こういうふうに思つておられるというふうに認識してよ

うございますか。

○鍋島國務大臣 そのとおりでございます。

○三木(喜)委員 そこで長官にお伺いしたいのですが、宇宙開発基本法は早急につくるべきであると長官は言っておられますが、私もそう思います。この法案は、内閣提案が議員提案かは別にいたしまして、基本法は当然この原則をふまえてつくるべきだと思います。長官の所見を求めたいと思います。

石川委員長代理退席、委員長着席

○鍋島國務大臣 宇宙開発基本法を考えていきます場合、現在大型プロジェクトとしてもう実行段階に入っております原子力基本法にやはりある程度準ずべきであり、その中心である平和利用に限るといふことと、それから、先ほど来申し上げております自主的な開発、民主的な運営、それから公開ということにつきましては、基本法の二条になりましようか一条になりましようか、少なくとも冒頭にそのことをうたつて、宇宙開発の基本にしていくというふうにしなければならぬと考えております。

○石川委員 ただ単に人工衛星を飛ばせばいいのだということではなくて、あるいはこまかい専門的なことは委員会に任せられたまかせられる専門分野にはなるかと思つてあります。その辺の目的、目標、こういうものを軍事利用がなくて、こういうものにも使える、こういうふうなことに生かしてみたい、こういうふうな一応の考え方は科学技術庁長官としては持つていただかないと、何だか、ただ上げればいいのだということだけでは、われわれもひとつ腰を入れて一生懸命協力しようという熱意を失わせるような答弁がおとといの答弁であつたというふうに私は考えておるわけなんです。この点について一応の御見解を

聞かしてもらいたいと思います。

○鍋島国務大臣　いま石川委員のお話しになりました宇宙の利用は、今後においてはまだ未知な面もござますと、あらゆる面で前途洋々たるものがあると思います。

第一点の軍事利用の問題とロケット開発の問題でござますが、この点はわれわれの考え方の中に、やはり反省をしてみますと、インテルサットの問題が、昭和四十五年にインテルサットの本条約になるといふ問題があつて、これに発言権を持つことと、それから、その条約に対して、やはり一応気になつておりますので、日本としてどうしても発言権を持つて、日本の自主開発した衛星を空に打ち上げて、そうして日本の生活のために、あるいは国民の幸福のために使いたいという気持ちに相当あつたものでございまして、あるいは、この前の御答弁の際には、ロケット開発のみに何か重点が置かれるようにお聞き取りのたいたかもしれません。さしあたり、やはりそういう点を一つの具体的な目標として進めることは、現段階におきましては、これは当然であろうし、やむを得ないものであらうと思ひます。しかし、開発委員会ができて、しかも、宇宙開発の分野は、先ほど三木委員からも言われましたように、月軟着陸の問題、人工惑星の問題、さらに、ただいま御指摘がございましたように、全般的にわたります宇宙空間の研究、その研究の成果から生まれてくるところの具体的な、あるいは北氷洋の問題、あるいは気象観測から持つてくるところのいろいろな問題、そういう点につきましては前途洋々たるものがあると考へます。私ももつと勉強をいたしますけれども、そういう点は宇宙開発委員会におかれましても十分御研究をいたしたい、そうして、宇宙開発委員会の設置目的の中に具体的挿入する時期が参るかと思ひます。一面、その前

後におきまして、できるだけ早く宇宙開発基本法をつくるわけでございますから、この基本によつて今日政府として堅持いたしております平和利用、平和利用以外にはこれをしない、軍事利用はしないという目的も、明確に法文の中に明示されるわけでございますから、この点についてはひとつ御心配なく、平和利用に徹していくのだという事はひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○三木（喜）委員　いま政府は、本格的な宇宙開発に乗り出そうとして、宇宙開発委員会設置法案をここに提案してあるのでありますが、まことに遺憾なことに、政府は、原子力基本法のような宇宙開発基本法を全く準備してないのであります。一部に伝えられるところによりますと、宇宙開発基本法をつくることになれば、どうしても平和利用の原則を盛り込まなければならぬ。じたがつて、このような基本法はつからないで、ほうかぶりていくつもりであるという憶測さえ出ておるのであります。日本的なかまえて宇宙開発に乗り出そうとする今日、政府は、なぜ宇宙開発基本法をこの国会に提案しないか、その点、明確な理由を総理大臣から承りたいと思ひます。次に、宇宙開発に対する国民の支持と合意を得るためには、それを軍事目的に転用しないという明確な保証がぜひ必要であり、それがわが国の宇宙開発の健全な発展をはかるため第一条件であるとわが党は考へるのであります。佐藤総理は、平和利用の原則を盛り込んだ宇宙開発基本法が必要であるという考へをお持ちであるかどうか、あわせてお伺ひいたしたいと思ひます。

時間がございませんので、私は、この一番問題のところだけお伺ひいたしましたして、あとは石川委員から聞いていただくようにいたします。

○佐藤内閣総理大臣 三木君の考え方と私の考え方はおおむね同様でございますが、私自身、政府でありますだけに、御指摘になりましたような不安を実は持つておらないので、ただいま平和に徹する日本の態度から見まして、宇宙開発、また平和利用、そうして人類に貢献する、こういう方向で研究するという考え方でございます。したがって、何らの不安を持つておりません。しかし、まだ、ただいまようやくわが国の宇宙開発はその緒に付いたというばかりであります。たいへんおくれておる。そういうわけで、今日、基本法を制定することができない、その材料もまだございませぬ。ただいま御審議をいただいております宇宙開発委員会、この委員会で特に力を入れてもらって、そういう点も御検討願う。そうして、成案を得次第、この基本法も提出したい。また、その提出する際は、ただいま御指摘になりましたように、原子力基本法第二条にちようど対応するような規定が必要だろう、私もかように考えております。これはまだ、しかし、申し上げるのはやや早いようですが、いずれにしても、まず、委員会法を通していただいて、その委員会の各界の方々、わが国の宇宙開発はいかにあるべきか、まず、その辺から始めていただき、そして、その利用等については、同時にそこでも研究していただく、こういうことにしたらどうだろうか、かように私は考えております。

○三木（喜）委員 そこで、総理大臣のおことばですけれども、総理は、宇宙開発審議会から五回の答申のうち、二回答申を受けておられる。その中には、宇宙開発は、平和目的に限り、自主、民主、公開の原則を踏まえなければならぬということの答申を受けておられるのです。あり方をいままさら、三十五年から設置したのですから、もう一べん聞いてみるというのでなく、これはちゃんと受けておられるのでありま

すから、また同じことを二度、三度やられる必要はないと私は思うのであります。その点、総理もなかなかお忙しいですから、そういう点は目が通らないかと思えますけれども、やはり原子力基本法の原則を踏まえるというところをここで言っていたがなければならぬ。もうそういう段階は済んでおるわけなんですから、いまさらそんなことをお聞きになる必要はないと思うのです。その点どうですか。

○佐藤内閣総理大臣 ややことばがたらなくて誤解を招いたのかと思います。ただいま申し上げますように、原子力基本法第二条に対応するもの、これはもちろんでございしますが、特にこの委員会においてこれからの利用方向だとか、それから、具体的にどういうような問題と取り組むか、そういう点を研究していただきたい、かように思うのです。ただいま通信衛星あるいは電話の利用等もお話が出ておりますけれども、さらに、気象観測にもやはりうんと働いてもらわなければならぬ、そういうので、宇宙開発の価値、意義というものはなかなか広範にわたる、かように思いますので、そういう点も考えていこう。基本的方針は、これはもう間違いない。三木君だいま言われたように、原子力基本法の第二条に該当するような原則を、基本法をつくる際には明らかにするだろう、こういうことを実は申したのです。誤解のないように願っておきます。

○三木（喜）委員 総理のお考えで平和に徹すると言っておられるでしょう。だから、明らかにするだろうでなくて、そういうぐあいになりたいと思えますという、やはり確固たる信念を言っていたかなかつたら、これは話にならぬですよ。その点は、ひとつもう一回明確に言っていたいで、私も時間を長くと、たらいけませんから自民党の諸君と話をする根底になるのですから、この話、きっちり言っておいていただき

たい。

○佐藤内閣総理大臣 その基本に変わりはありませんから、どうか御遠慮なしに、その基本がもし狂うような話があったら、爆撃しておいてください。だいじょうぶです。

○石川委員 また、三木さんと同じような趣旨になりますけれども、そのためにはやはり公開、自主的にやるという原則は、原子力基本法第二条と同じように明確にしてもらいたいということを、念のために重ねてお願いをし、また、その決意があるかどうかということ伺いたいというのが第一点であります。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど言われた三木君にもお答えいたしましたのでありますが、これもはっきりしろという事で、自主、平和、公開の原則、これは厳然と守るという事を、重ねて申し上げます。したがって、早く基本法、そういうものができると、そういう状態でありたいと思えます。まだできておらない今日でもそれには変わりはありませんから、重ねて申し上げておきます。

○斎藤（実）委員 最初に、そういう立場に立つて私は基本的なことをお尋ねしたいと思うのですが、委員会が設置されると同時に、宇宙基本法というものが必要になってくる。この基本法は一体どういうものを盛り込むのか、基本的に何を基本法の中に入れるのかという事を、まず最初にお尋ねしたい。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど基本法をつくるか、一体いつ出すのかというような質問が委員諸君からありました。それで、原子力基本法の第二条と対応するような規定が要るといふことは一つ申し上げました。これは基本的な態度だと思えます。ただいまの委員会ができれば、一体宇宙開発とは実体は何なのか、こういう問題からまず研究してかからないと、宇宙開発、宇宙開発といっているが、一体何をやるんだ、こう

四
月
十
日
○
委員会で十分検討していただきたい、かように実は申しておるのであります。
か、そういうものの利用は一体どうなるのか、こういうような問題が次々に起こるだろう、これはひとつ

○石川委員　そこで技術的な問題はずしと、あとは、この前言ったようなことの大体だめ押しみたいな
なかつこうになるわけでありませうけれども、あと一回大臣が来られたところで確認をしたいと思つており
ます。

それは、宇宙開発及び利用に関する基本方針を明らかにするために、すみやかに宇宙基本法について検
討を進めてその立法化をはかる、こういうことになっておりまして、これを与野党間で完全に意見の一致
を見ておるわけでありませう。これは議員立法でわれわれはやりたい、こう思つておるわけでありませう
ども、大体与野党間で話をつけるための小委員会を――立法府でありますから、これは長官の意見を聞
いてどうこうというわけではございませうけれども、小委員会を設ける、小委員会を設けて参議院議員の
選挙のあとでおそらく臨時国会というものが行なわれるでございませうから、参議院の選挙の後の臨時国
会ではこの成立をはかる、あるいはおそくもこの次の通常国会には宇宙開発基本法というものの成立をは
かりたい、こうわれわれは念願しておるわけでありませう。このことは、自民党の方も野党のその他の党
の方も完全に理事懇談会では意見の一致している点でありますので、この点はひとつ十分に理解をいた

いて協力をしてもらいたい、こう思っております。何か御意見があれば伺いたい。

○鍋島国務大臣 宇宙開発基本法につきましては、もうすでに科学技術庁におきましても、事務的にこれの立法化のいわば作業といえますが、いろいろ事務的な作業を進めさせております。立法府におかれまして議員立法とされるのはまことにけっこうだと存じますので、ぜひひとつ科学技術庁にも御連絡をいただきましてりっぱなものができ上がることを、私は一日も早くこれができることをお願いいたしておる次第でございます。

第五十九回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会

昭和四十三年八月八日

○石川委員 宇宙開発委員会設置法が成立するときに佐藤総理大臣にここに出席をいただいて、絶対に平和原則というものは守るということの確約があつたわけでありませうけれども、鍋島長官は、宇宙開発の問題あるいは海洋開発の問題について、わざわざアメリカに行かれましたいろいろなアメリカの御協力を求められたことは、新聞で承知をいたしております。そのこと自体はけっこうであります。実は、アメリカにだけ依存をするという行き方については、私は相当批判を持っております。それは、きょうは私は時間がありませんから申し上げます。ただ、アメリカとの協力の関係で一つ警戒しなければならぬと思っておりますのは、これは通信用の静止衛星打ち上げのためのロケット、この技術導入、特に誘導装置ということとで長官は行かれたのだろうと思うのであります。ところが、この技術は軍事機密が伴うということは、これは常識化されておるわけであつて、だから、ジョンソン駐日米大使は、佐藤首相にあてた文書でもつて、米國が提供する技術情報の機密保護を日本政府が保証するということを要請しているわけですね。このことは機密保護協定というものができる可能性があるのではないかということで、私は佐藤総理にこの点をただしましたところが、軍事機密は絶対に受け入れません、こういうふうな答弁を、一応いまの段階では信用する以外にはないわけです。ないわけでありませうけれども、まだまだ不安が残っております。それは、宇宙開発基本法をつくるという約束になつておりますが、この原案、それはまだできておらぬとい

う実態ですね。そういうふうな状態のまま、いまのところは、ミサイルをつくっているメーカーがあるわけですね。それは同時に宇宙開発関係の仕事にも携わることには明らかであります。そういうふうな両方を兼ね合わせる業者、メーカーがすでに軍用ミサイルのライセンス生産を開始しているという実態であります。したがって、われわれとしては、これをそのまま放置して、宇宙開発基本法でありませうか、法律ができないままにずるずるべつたりアメリカとの協力関係を深めていくということになれば、勢いメーカーの側で宇宙開発基本法に対して反対運動を起こすということになりかねないという可能性を非常に感じておるわけです。したがって、宇宙開発基本法、平和の原則に徹するという原子力基本法の第二条と同じような精神を持った基本法というものが早急にできなければ困る。どんどん既成事実ができ上がった上では、平和原則というものを守る基本法というものは事実上できてこなくなってしまうという可能性がないではない。われわれのほうは非常に神経過敏になつているのかもしれないが、私は必ずしもそうではないと思っております。ライセンス生産なんかやつているメーカーの実態からいつて、そういう可能性が出てくるわけです。そういうことで安全保障体制をアメリカと、科学においても結んでいくということになつていくことについては、別の面で私、質問をしたいと思つておりますけれども、とにかく平和原則に徹した原子力基本法の第二条と同じ内容を持った宇宙開発基本法、これをひとつ早急に出してもらわなければならぬと思つておるわけでありませうが、この見通しは一体どうなつておりますか。

○鍋島国務大臣　私がアメリカに参りました。宇宙開発につきましても話をいたしましたのは、御承知のとおり、第一回の原子力委員の談というのが正式の会議でございまして、そのあとウェッブ長官に会いまし

て、宇宙開発についての協力を願ったわけでございます。アメリカのみに依存するというつもりじやなくて、現在の日本の実情に照らして、しかも、日本の目的とする四十八年静止衛星というところまでいく段階における日本における技術協力というものをウエツプ長官と話をいたしたわけでございます。ほかに他意はございません。この点はひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

それから、宇宙開発基本法の問題につきましては、事務局におきましても調整局にこれの法律案の作成を命じておるわけでございます。一方また、原子力基本法はあるいは議員提案でお出しになつたかと思ひますが、やはり私の党のほうにも、宇宙開発特別委員会もございすから、今度お願ひをして、それらの点の御審議をひとつこれから速急にお願い申し上げたいと思ひておりました。私としますれば、総理大臣も言われましたように、少なくとも次の通常国会のときには一応宇宙開発基本法案というものを御審議いただくところまで持つていきたいという方向で現在作成しておるわけでございます。軍事機密の問題ではなくして、おそらくその中心で、いまさつくばらんに申し上げて、その問題でどうしたらいいかというのは、宇宙開発の範囲をどこに持つていくかというのが非常に大きな問題になるのではなからうかというふうに考えます。また、それをどう表現していくのかという態度をきめていくというところに問題がございまして、これはひとつ宇宙開発委員会等が発足しますれば、第一におはかりをして、そういった範囲の問題等も十分御審議を願つてきめていただくというように相ならなければならぬと思ひておるわけでございます。

なお、軍事機密の問題につきましては、宇宙開発基本法にこれを掲出すれば——われわれの心組みと

しましては、原子力基本法と同様に、平和である、それから三原則、自主、公開、民主というものをうた
つていくわけでございますので、その基本方針は変えないつもりでございます。

宇宙開発委員会設置法案に対する附帯決議

昭和四十三年四月十九日

衆議院科学技術振興対策特別委員会

一、わが国における宇宙の開発及び利用に関する基本方針を明らかにするため、すみやかに宇宙基本法につき検討を進め、その立法化を図ること。

二、右の基本法の検討にあたっては、原子力基本法第二条と同様の考え方によるとともにすでに批准された「国際の平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解の促進」を旨とする「月その他天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」の趣旨にのっとり、かつ、世界における宇宙の開発及び利用の動向に対する十分な見通しの上に立つてこれを行なうものとする。

三、宇宙開発委員会の運営の強化を図るため、早急に委員を常勤とするよう努めること。

宇宙開発委員会設置法案に対する附帯決議

昭和四十三年四月二十五日

参議院内閣委員会

政府は、本法の施行に当り、次の事項についてすみやかに検討し善処することを要望する。

一、わが国における宇宙の開発及び利用に關する基本方針を明らかにするため、すみやかに宇宙基本法につき検討を進め、その立法化を図るものとし、その検討にあつては、原子力基本法第二条と同様の考え方によるとともに「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に關する条約」の趣旨にのつとり、かつ、世界における宇宙の開発及び利用の動向に對する十分な見通しの上に立つてこれを行なうものとする。

二、宇宙開発委員会の運営の強化を爲るため、早急に委員を常勤とするよう努めること。

右決議する。

⑤

庶務第493号
昭和43年5月17日

内閣総理大臣
佐藤 栄 作 殿

日本学術会議会長
朝 永 振 一 郎

宇宙基本法の制定について(申入れ)

標記のことについて、本会議第50回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

政府は、今国会において宇宙開発委員会設置法を成立せしめ、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとしているが、人工衛星および人工衛星打上げ用ロケットならびにこれに附随する技術開発のもつ潜在的可能性の大きいことにかんがみ、宇宙研究、開発、利用が厳に平和目的にのみ限定されることを明確にし、これを保障するため、その研究開発利用が民主的運営の下に、自主的に行なわれ、その計画と成果が公開さ

れることが必要である。

このため、政府はすみやかに上記の精神を盛つた宇宙基本法を
制定すべきである。

本信写送付先 科学技術庁長官
大蔵大臣
文部大臣
通商産業大臣
運輸大臣
郵政大臣
建設大臣

74-5

米国の航空宇宙法（仮訳）

米国の航空宇宙法（修正を含む）（仮訳）

以下の航空宇宙法の写しは、上院航空宇宙科学委員の職員によつて作成されたものであり、1962年10月13日の第87国会の終りまでの修正を含んでいる。同じテキストは、NASA 運営マニュアル（一般運営教本1-2-1A、1964年3月17日）にも記載されている。少部分の修正は、括弧（旧法律）又は、アンダーライン（新法律）によつて示されている。第201条は1961年に大巾に変更された。

アメリカ合衆国の上院及び下院の本会議により制定され、地球大気圏の内及び外での飛行の問題並びにその他の目的に備えるための、

法 律

第 I 編 略称、政策の宣言、及び定義

略 称

第101条 本法を"1958航空宇宙法"と略称する。

政策及び目的の宣言

第102条 (a)宇宙における活動は、全人類の利益のために平和的目的のみに貢献されるべきであることを、議会はここに宣言する。

(b)合衆国の全体的な福祉と安全のためには、航空宇宙活動に対する適切な法規制の制定が必要であることを、議会は宣言する。更に、活動は、合衆国が経費を支弁する航空宇宙活動を管理する非軍事的機関の責任において、かつ、その指導のも

とに行なわれるべきことを議会は宣言する。但し、合衆国の武器体系、軍事活動及び防衛の発展に特有な活動又は第1義的に関連する活動（合衆国の防衛に有効な設備を作るに必要な研究開発を含む。）は、国防省の責任において、かつ、その指導のもとに行なわれるものとし、その活動についてどちらの機関が、責任をもつか、及び、指導するかについての決定は、第201条(e)項に従い、大統領が行なうものとする。

(c)合衆国の航空宇宙活動は、以下の目標の1以上のものに大きく貢献すべく行なわれるものとする。

- (1)大気圏及び宇宙の諸現象に関する人間の知識の拡大、
- (2)航空宇宙飛行体の有用性、動作特性、速度、安全性、及び能率の改善、
- (3)宇宙に測定器、装置、供給設備、及び生命体を運搬しうる飛行体の開発及び操作、
- (4)平和的かつ科学的目的の航空宇宙活動から得られる潜在的利益、活動の機会及び活動の利用に含まれる問題点についての長期的調査の確立、
- (5)航空宇宙科学技術、及び大気圏内外において平和的活動を行なうためのその応用の分野における指導者としての合衆国の役割の保持、
- (6)軍事的に価値又は意義のある発見を国防に直接関係ある諸機関の利用に供すること、及び、それらの諸機関が、非軍事的に航空宇宙活動を指導管理するために設立される非軍事機関に対し、その非軍事機関にとって価値又は意義ある

発見に関する情報を提供すること、

(7)合衆国が、本法に従つて行なう作業およびその結果の平和的応用において、諸外国及び諸外国群と行なう協力、および、

(8)努力、施設、及び装置の不必要な重複を避けるため、合衆国の全関係機関が緊密に協力して、合衆国の科学的及び技術的資源を最も有効に利用すること。

(d)(a)、(b)および(c)項で宣言された政策を実施し、かつ達成することが本法の目的である。

定 義

第103条 本法に用いられているところの、

(1) "航空宇宙活動"なる語は、(A)地球大気圏内外での飛行の問題の研究及び解明、(B)研究のための航空宇宙飛行体の開発、建造、試験及び操作、並びに、(C)宇宙の探査のために必要なその他の活動、を意味し、

(2) "航空宇宙飛行体"なる語は、関連する装置、器具、構成部分及び部品を含む有人または無人の航空機、ミサイル、衛星、その他の宇宙飛行体を意味する。

第 II 編 航空宇宙活動の調整

国家航空宇宙会議

第201条 (a)ここに、大統領行政府に国家航空宇宙会議(以下「会議」という。)を設ける。会議は、

(1)会議の議長たる副大統領、

- (2) 国務長官、
- (3) 国防長官、
- (4) 航空宇宙局長官、及び
- (5) 原子力委員会委員長、

により構成されるものとする。

(b) 大統領は、議長の欠席、無資格、又は不都合のとき、会議の会合を司会するために、時々、会議の委員の 1 を選任するものとする。

(c) 会議の各委員は、止むを得ざる欠席の場合、その代理として会議に出席するその省庁の他の官吏を選任し得る。

(d) 本条 (a) 項に基づき選任される会議の各代理委員が、その選任の時に上院の助言と承認によつて任命された連邦政府の職にいない場合は、上院の助言と承認に基づき、当該職務につくべく選任されるものとする。

(e) 会議は、大統領の要請に応じ航空宇宙分野の職務の遂行に関し大統領に助言し、かつ、大統領を補佐することを任務とするほか、次の任務を有する。

(1) 航空宇宙活動に従事する合衆国の全ての省及び機関の政策、企画、計画及び業績を含む全ての意義ある航空宇宙活動を調査すること。

(2) 合衆国の各省及び機関によつて行なわれるべき包括的な航空宇宙活動の計画を明らかにすること。

(3) 主要な航空宇宙活動を管理するための責任を指示しかつ定めること。

(4)航空宇宙活動に従事する合衆国の全ての省及び機関の間の有効な協力のため準備しおよび航空宇宙活動の何等かの範疇に属するものについて、第1義的な責任がいずれかの省又は機関に帰せられている場合、その活動のうち、他の諸省又は諸機関が協力して行ないうるものを指定すること。

(5)本法に基づく航空宇宙活動に関し合衆国の諸省及び諸機関の間に生ずる意見の不一致(特定の計画が航空宇宙活動であるか否かについての意見の不一致を含む。)を解決すること。

(f)会議は、文官の事務局長を長とする職員を雇用しうる。事務局長は、上院の助言と承認に基づき、大統領によつて任命され、年俸20,000ドルを受けるとする。事務局長は、会議の指示に従い、会議の職掌の遂行に関連して会議によつて命ぜられる任務を遂行するに必要な職員を任命し、かつ、その報酬を定める権限を有する。これらの職員には、公務員法又は1949年職務分類法に関係なく任命され、19,000ドル以下の年俸を受け職員7〔3〕人以下を含むものとする。本項による任命は、本法第203条(b)項(2)によつて任命される航空宇宙局の職員に対して制定されたものと同じ機密保持要件に従うものとする。政府の雇用に関するその他の法律又は規則の規定(俸給及び退職に関することを除く。)は、当該規定が副大統領府の従業員に適用される範囲で、議長に直接報告された会議の従業員に適用されるものとする。

(g)(a)項(7)によつて民間から任命された会議の委員は、1回100

ドルを越えない報酬を得、及び、無報酬で働く者に関する
1946年行政支出法第5条(5 U. S. C. 736-2)の規定に従い、旅費及び会合の補償を得る。]

航空宇宙局

第202条 (a)ここに、航空宇宙局(以下「局」という。)を設立する。局は長官を代表とし、長官は上院の助言と承認の下に、大統領によつて文官の内より任命され、年棒22,500ドルを受けるものとする。大統領の監督指導の下に、長官は、局の全権限を行使し、かつ、全任務を遂行することに責任を負うものとし、又、局の全職員及び全活動を管轄し及び管理するものとする。

(b)局に長官代理を置く。長官代理は、上院の助言と承認に基づき、大統領によつて任命され、年棒21,500ドルを受け、長官が定める任務を遂行し、権限を行使するものとする。長官代理は、長官の不在又は無資格の間、長官を代理し、長官の権限を行使するものとする。

(c)長官及び長官代理は、その職にある間、他の職、職業又は雇傭に従事してはならない。

局の職掌

第203条 (a)局は、本法の目的を遂行するため、

(1)航空宇宙活動を企画、指導、及び実施し、

(2)航空宇宙飛行体を用いて行なう科学的測定及び観測の企画に科学界が参加するよう手配し、及び当該測定及び観測を実施し、又は、その実施について手配し、

(3)その活動及び活動の結果に関する情報を実行可能かつ適切な最大範囲に周知せしめる、
ものとする。

(b)その職掌の遂行に当たり、局は次の権限を有する。

(1)法律によつて賦与された局における運営の方法及び権限の行使を律する規程規則を制定、公布、発布、廃止及び修正すること。

(2)当該職掌の遂行に必要な官吏及び従業員を任命し、その報酬を定めること。当該官吏及び従業員は、公務員法に従つて任命され、その報酬は1949年職務分類法に従つて定められるものとする。但し、(A)長官がその職責を果すに必要であると考えられる場合には、長官は、当該法の適用を受けない局の科学、技術及び行政職員 425名〔260名〕以下(内365名を越えないものは、1962年3月1日以前に充足し得、又、390名を越えないものは、1962年7月1日以前に充足し得る。)を任命し、(最大30名〔13名〕の定員に対し、年棒19,000ドルの限度までの、又は年棒21,000ドルの限度までの)その報酬を定めうる。又、(B)長官が特別な資格を有する科学技術者を募集するに必要であると考えられる場合、長官は、1949年職務分類法により制定された総合等級表に定められる等級よりも2等級高い等級までの範囲で、連邦政府に以前勤務したことのない職員の採用時の等級を制定し、それ従つてその報酬を定めうる。

(3) 研究所、研究試験場及び施設、航空宇宙飛行体、局の従業員及びその被扶養者の区画及び関連宿舍、並びに、局が必要と考える合衆国大陸内外のその他の不動産及び動産（特許を含む。）又はそれらに関する権利を、獲得（購入、賃貸、接収又はその他による。）建設、改善、修理、運用、及び維持すること。1877年3月3日付法律係りなく、局が使用するためのコロンビア特別区の建物又は建物の一部を、10年を越えない期間で、総務長官より、賃借又はその他の方法を用いて獲得すること。当該不動産及び動産を他に賃貸すること。修正された1949年連邦財産及び管理業務法の規程（40 U. S. C. 471 et seq.）に従い、不動産及び動産（特許及びその権利を含む。）を売却さなければ処分すること。並びに、局の施設に食堂、及び、局の従業員の福祉のために必要なその他の施設を契約又はその他の方法により用意し、そのための装備を購入及び維持すること。

(4) 無条件で贈与又は寄贈された、奉仕、金銭、又は有体もしくは無体の不動産、動産、又は、混合資産を受領すること。

(5) 修正された改定成文律の第3648条（31 U. S. C. 529）に係りなく、正当と考える条件で、局の業務の遂行に必要な契約、賃貸借、協力協定又はその他の取引を、合衆国の任意の機関もしくは中介機関、任意の州、地方もしくは領土、その政治的小単位、又は任意の個人、会社、協会、法人もしくは教育機関と、締結し、かつ、遂行すること。当

該契約、貸貸借、協定及びその他の取引は、本法の目的の成就に合致する実行可能な最大範囲まで、小企業会社が公平かつ釣合いのとれる程度に局の業務の遂行に参加しうるような方法で、長官が割り当てるものとする。

(6)連邦及びその他の機関の業務、装備、職員及び施設を、その同意のもとに有償又は無償で利用すること、ならびに業務、装備及び施設の利用に際し、同じような原則で、他の公的及び私的機関及び中介機関と協力すること。連邦政府の各省及び機関は、局と完全に協力して、その業務、装備、職員及び施設を局が利用しうるようにするものとし、かつ、すべての当該省及び機関は、他の法の規程に拘らず、航空宇宙飛行体、並びに、行政的必需物資又は装備以外の必需物資及び装備を無償で局に移管し又は局より受領する権限を有する。

(7)局の職掌の遂行に際し、局と協議し、局に助言するための適当な諮問委員会を任命すること。

(8)本法による局の活動と他の公的及び私的機関及び機構が実施する関連科学その他の活動とを可能な最大限度まで調整するために、適切な部局及び手続を局内に制定すること。

(9)1会合1人当たり100ドルを越えない割合で、1946年8月2日付法律第15条(5 U. S. C. 55a)に認められた奉仕を得ること。

(10)外国人に対する報酬の支払を禁止する成文規程に拘らず、長官が必要と定めた時、長官が適当と定めた機密保持調査

規定に従つて、外国人を雇用すること。

(11)合衆国軍の退役将校を雇用し、彼らが局内で占める地位について決められた割合で彼らに報酬を支給すること。但し、修正された1932年6月30日付法律第212条(5 U. S. C. 59 a) に述べられた支給制限のみには従うものとする。

(12)国防省が合法的に派遣しうる範囲において、陸軍、海軍、空軍及び海兵隊の軍人を、該当する長官が本法による職掌の遂行の任務につくために派遣しうるような協力協定を大統領の許可を得て締結すること。

(13)(A)本条(a)項に規定された局の職掌の遂行から発生する肉体的損傷、死亡、又は不動産もしくは動産の毀損又は損害についての、合衆国に対してなされる5,000ドル又は以下の請求が請求権を発生せしめる偶発事故の後2年以内に書面にて局に提出される場合、合衆国を代理して、当該請求について審理し、確認し、調整し、決定し、確定し、かつ、合衆国の負債の完全な弁済としての支払いをすること。

(B)局が5,000ドルを越える請求について理由ありと考え、本節によるものと別な方法で弁済が行なわれるであろうと考える場合、その事実と状況を議会の審議のために議会に報告すること。並びに

(4)局が使用するために、合衆国が1961年11月1日以降に購入、接收又はその他の手段で獲得する土地及び土地に関する権利の所有者及び借用者が、自分自身、その家族及

びその所有物を移転せしめることの直接的結果として蒙つた費用、損害及び損失を、長官又は長官が選任した者が公平かつ合理的であると定める程度において、当該所有者及び借用者に補償すること。当該補償は、別の場合に当該所有者及び借用者に対して支払らるべきことを法が認める支払い額に追加されるものであつて、それと重複するものではない。所有者又は借用者に対する当該補償は、いかなる場合にも、補償に係る土地の区画又は土地に関する権利について長官が定める公平な価格の25%を越えないものとする。(a)政府と所有者又は借用者との協定に基づき、又は法(裁判所の命令を含む。但し、これに限定されない。)に従つて土地の区画又は土地に関する権利が取消されるべき日、もしくは、(b)それらに含まれている土地の区画又は土地に関する権利が取消される日の内、最初に来る日から1年以内に長官宛てに、蒙つた費用、損害及び損失についての項目別説明書付きの支払い請願書が提出されない場合は、本節による支払は行なわれないものとする。長官は、本節を遂行するために、全てのいかなる法令をも執行し得、又、必要かつ適切と考える規則規程を作り得る。本節に基づき実行される全ての職掌は、修正された1946年6月11日付法律(5 U.S.C. 1001-1011)の効力を免除されるものとする。但し、上記法律の第3条の必要要件については免除されない。不動産又はそれに関する権利の取得のために局が利用しうる資金は、本節を遂行するために

も利用しうるものとする。

文官—武官連絡委員会

第204条 (a)文官—武官連絡委員会を設けるものとする。その構成は次の通りである。

(1)議長。委員会の長であり、大統領によつて任命され、大統領の意向を受けて勤務し、年俸20,000ドルを(d)項で定められた方法で)受領するものとする。

(2)国防省からの1又はそれ以上の代表者、ならびに陸軍、海軍及び空軍省各々からの1又は以上の代表者。国防長官により選任され、追加報酬なしで委員会に勤めるものとする。

(3)局からの代表者。長官により選任され、追加報酬なしで委員会に勤めるものとし、(2)節に基づき委員会に勤めるべく選任された代表者の数と同数とする。

(b)局と国防省は、連絡委員会を通して、航空宇宙活動に関するそれぞれの管轄下の全ての問題につき互いに助言及び協議するものとし、当該活動に関連して互いに完全かつ最新の情報を交換するものとする。

(c)国防長官が、長官側の要請、行為、行為の提案もしくは行為の失敗について、国防省の責務に反すると考える場合、又は、長官が国防省側の要請、行為、行為の提案、又は行為の失敗について局の責務に反すると考える場合、並びに長官及び国防長官がそれらに関し合意に達し得ない場合には、長官又は国防長官のいずれかは、第201条(e)項に規定されるように、問題を大統領の決定(最終的なものとする。)にゆだねうる。

(d)他の法の規程に拘らず、陸軍、海軍又は空軍の現役又は退役士官は、当該士官としての現役又は退役地位の権利を害せずに連絡委員会の議長の職に就くことをうる。連絡委員会の議長としての職に対し、当該士官が受領する報酬は、(もしあるとすれば)当該議長としての(a)項(1)に定める報酬が現役士官又は退役士官としての俸給及び給与(特別及び奨励給を含む。)を越える額と同じものとする。

国際協力

第205条 局は、大統領の外国政策についての指針の下で、大統領が上院の助言と承認に基づき作成する諸協定に従い、本法に従って行なわれる業務及びその結果の平和的応用の分野における国際協力計画に従事しうる。

議会への報告

第206条 (a)局は、半期毎及びそれが必要と考えるその他の時に、その活動及び成果の報告を大統領に提出し、大統領はこれを議会に伝達するものとする。

(b)大統領は、各年1月に議会に報告を伝達するものとする。その報告は、(1)前暦年間の航空宇宙活動の分野における合衆国の全ての機関の計画された活動及び成果の包括的説明、及び(2)本法第102条(c)項で述べられた目標の達成又は目標を達成するための失敗という見地からの当該活動及び成果の評価を含むものとする。

(c)本条による報告は、本法第102条(c)項に述べられた目標の達成にとつて、長官又は大統領が必要又は望ましいと考える

ような立法措置の追加勧告を含むものとする。

- (d) 国家機密保持のために区別された情報は、大統領により、又は、大統領の委任に従つて、区別を解除されている場合でなければ、本条による報告には含まれないものとする。

第 Ⅲ 編 雑 則

航空諮問委員会

第 3 0 1 条 (a) 航空諮問委員会は、本条発効の日に、廃止するものとする。

この日に、その機構の全ての職掌、権限、任務、義務、及び全ての不動産、及び動産、職員（委員会の委員を除く。）及び記録は、局に移管されるものとする。

(b) 合衆国法典第 1 0 章第 2 3 0 2 条は、" 又は航空諮問委員会事務局長 " を削除し、その場所に " 又は航空宇宙局長官 " を挿入するよう修正される。及び、この第 1 0 章第 2 3 0 3 条は、" 航空諮問委員会 " を削除し、その場所に " 航空宇宙局 " を挿入するよう修正される。

(c) 1 9 5 0 年 8 月 2 6 日の法律の第 1 条 (5 U.S.C. 2 2 - 1) は、" 航空諮問委員会会長 " を削除し、その場所に " 航空宇宙局長官 " を挿入するよう、及び、" 又は航空諮問委員会 " を削除し、その場所に " 又は航空宇宙局 " を挿入するよう修正される。

(d) 1 9 4 9 年の統一風洞計画法 (5 0 U.S.C. 5 1 1 - 5 1 5) は、
(1) " 航空諮問委員会 (以下「委員会」という。) " を削除し、その場所に " 航空宇宙局長官 (以下「長官」という。) " を

挿入、(2) "委員会" 又は "委員会の" を書かれている全ての
ところで削除し、その場所にそれぞれ "長官" 又は "長官の"
を挿入、及び(3) "その" を書かれている全てのところで削除
し、その場所に "彼の" を挿入するよう修正される。

(e)本条は、本法の制定の日の後90日か、又は、局の組織化が
終了し、本法により委ねられた任務を遂行し権限を行使する
用意がある旨を、長官が決定し、および連邦登記所で出版さ
れる公告によつて宣言する日のどちらか早い日に発効するも
のとする。

関連職掌の移管

- 第302条 (a)本条の規定に従い、大統領は、本法の制定の日の後4年の期
間で、本法第203条により定められる局の職掌、権限、及
び任務に基本的に関連する合衆国の他の省もしくは機関、官
吏又は組織的存在の職掌(権限、任務、活動、施設、及び職
掌の一部を含む。)を局に移管することをうる。当該移管に
関連し、大統領は、本条又は他の適用しうる法規によつて、
記録、財産、文官職員、及び資金の適当な移管をなしうる。
- (b)当該移管が1959年1月1日以前に行なわれた時は、大統
領は下院の議長及び上院の臨時大統領に、当該移管の性質及
び効果についての十分、かつ完全な報告を行なうものとする。
- (c)1958年12月31日以降は、(1)これらの提案された移管
の性質及び効果についての十分かつ完全な報告が大統領によ
つて議会に伝えられるまで、及び(2)議会による当該報告の受
領のあとの議会の定例会議の最初の60磨日が、当該移管に

賛成しない旨を述べる共同決議を議会が採択することなく終
るまでの間、本条による移管は行なわれないものとする。

情報への接近

第303条 本法に基づくその職掌の遂行の際に長官が取得又は開発した情
報は、公衆が自由に調査しうるものとする。但し、(A)連邦成文
法により与えることを控えるべく認定又は要請される情報、及
び、(B)国家の機密を護るために区別された情報は除く。(但し、
本法においては、長官が議会の正当に認められた委員会に情報
を与えることを拒むことは許されないものとする。)

機密保持

第304条 (a)長官は、国の機密保持のために必要であると考える機密保持
要件、規制及び保護対策を制定するものとする。長官は、適
当と考える場合、公務員委員会が現在又は将来の局の官吏、
従業員及び相談役、ならびに局の契約者及び下請者及び、そ
れらの職員及び従業員について、当該機密保持又はその他の
職員調査を行なうよう手配しうる。及び、当該調査によりそ
の対象たる個人の忠誠心に疑問あることを反映する資料が得
られた場合、問題は、全分野調査を行なうために連邦調査局
にゆだねられ、その結果は長官に与えられるものとする。

(b)原子力委員会は、その従業員、又は契約者、契約見込の者、
認可者もしくは認可見込の者の職員、又は1954年原子力
法145b.項に従い原子力委員会によつて制約資料を取得す
ることを許可されたその他の者が、会議の委員、官吏もしく
は、長官、又は局の官吏、従業員、諮問委員会の委員、契約

者、下請者、もしくは局の契約者又は下請者の職員又は従業員に、(1)会議又は長官又はその指定する者が、会議又は局により制定された機密保持手続及び基準に従い、航空宇宙活動に関する制約資料を当該個人が取得することは共通の防衛及び機密保持を危うくするものでない旨決定した場合、(2)会議又は長官又はその指定する者が、会議又は局により制定された職員及びその他の機密保持手続及び基準は1954年原子力法第145条(42 U.S.C. 2165)によつて原子力委員会が制定した基準にとつて適当であり、かつ合理的に一致していると判断する場合に限つて、場合に応じ、任務の遂行に必要であり、かつ会議又は長官によりその事を保証された当該制約資料を取得させることを許可しうる。本項に従つて当該制約資料を取得することを許可された個人は、当該資料を(A)国防省の職員もしくは従業員又はその各部局もしくは機関の職員又は従業員、又は各軍の軍人、又は当該部局、軍の契約者もしくは下請者又は当該契約者もしくは下請者の職員もしくは従業員である個人、及び(B)1954年原子力法第143条の規定(42 U.S.C. 2163)により制約資料の取得を許可されている個人と、当該資料の交換をしうる。

(c)合衆国法典の第18編第37章(表題はスパイ活動及び検閲)は、以下のように修正される。

(1)その末尾に次の新しい条文を加えること。

"第799条 航空宇宙局規則の侵犯

局の研究所、部署、基地もしくは施設、又はその一部、又

は航空機、ミサイル、宇宙機、又は同様な飛行体、又はその一部、又は局の保護するその他の財産又は装備、又は局と契約中の契約者又は当該契約者の下請者の保護する不動産又は装備の保護又は機密保持のために航空宇宙局の長官により公告された規則又は命令を自主的に侵犯しようとし、又は侵犯を企むものは、5,000ドル以下の罰金刑又は1年以下の禁固刑又はその併用刑に処するものとする。"

(2)その章の節の分析の末尾に次の新しい項、即ち、

"第79.9条 航空宇宙局規則の侵犯"を追加すること、

(d)合衆国法典第1.8編第1.1.1.4条は、"その公式の任務の遂行中に"の直前に次のもの、即ち、"又は、航空宇宙局の行政管理の下で合衆国の財産を守護しかつ保護するべく指示された航空宇宙局の官吏又は従業員"を挿入することにより修正される。

(e)長官は、公共の利益のために、公式の任務を遂行中に火器を携行することを、局の官吏及び従業員のうち必要であると考ええる者に命ずることができる。また、長官は、合衆国により所有される財産の保護に従事しおよび合衆国により所有されまたは、合衆国と契約関係にある施設に居住するところの局の契約者及び下請者の従業員のうち必要と考える者に、公共の利益のために、その公式の任務遂行中火器を携行することを命ずることができる。

発明の財産権

第3.05条 (a)発明が局の契約下での作業の遂行中になされた場合、及び長

官が、

- (1)発明した人物が研究、開発又は探査作業を行なうために雇用又は選任され、かつ、その発明が行なうべく雇用又は選任された作業に関連あること、又は、それが作業時間中になされたか否かを問わず、その雇用義務の範囲に入るものであつたこと、又はそれが政府施設、装備、材料、割当られた資金、政府所有の情報又は作業時間中の政府従業員の奉仕の利用という政府の寄与によりなされたこと、又は
- (2)発明した人が、研究、開発、探査作業のために雇用され、選任されたのではないが、発明が、彼が雇用又は選任された契約、又は作業又は任務に関係し、かつ、作業時間、又は(1)節で言及された種類の政府からの寄与によりなされたこと

を確定する場合には、当該発明は、合衆国の独占的財産であるものとする。及び、若し当該発明が特許にしようものである場合、その特許は、本条(e)項の規定に従い、当該発明に対する合衆国の権利の全部又は一部を長官が廃棄する場合を除き、長官による出願にもとづいて合衆国に与えられるものとする。

- (b)作業の遂行のために長官と任意の団体によりなされる契約は、当該団体が当該作業の遂行中になした発明、発見、改良又は革新に関する充分かつ完全な技術的情報を含む書類による報告を速かに長官に提出する旨の有効な条項を含むものとする。
- (c)特許局長官が航空宇宙活動の遂行に重大な有用性を有すると

考える発明の特許は、長官以外の出願者には与えられないものとする。但し、出願者が出願書と同時に、又は特許局長官の要請のあと30日以内に、当該発明がなされた状況に関する全ての事実を述べ、かつ、(あるとすれば)当該発明と、局との契約による作業の遂行との関連を述べる誓約を行なつた説明書を正式に特許局長官に提出する場合を除く。当該説明書及びそれに関連する出願書の各々の写しは、特許局長官が長官へ送付するものとする。

(d)当該説明書が長官に送付された出願については、特許局長官は、若しその発明が特許しうるものであるならば、当該出願書及び説明書の受領のあと90日以内に長官が当該特許は合衆国のために長官に与えらるべきである旨を要請しない限り、出願者に特許を与えうる。若し、この期間内に、長官が当該要請を特許局長官に正式書類にて提出するならば、特許局長官は、それに関する通告書を出願者に送付するものとし、及び、当該通告書の受領の後30日以内に出願者が長官は本条により、当該特許を受領する資格があるか否かの問題についての特許干渉局の聴聞を要請する場合を除き、当該特許を長官に与えるものとする。特許干渉局は、干渉事例についての制定された規則及び手続に従い、このように提出された問題を聴聞し、かつ、決定し得、並びに、その決定について、その他の訴訟における特許干渉局の決定に対する上訴を律する手続に従い、特許慣習控訴裁判所へ出願者又は長官が上訴しうるものとする。

(e)特許が(d)項に従い出願者に与えられた場合で、その後長官が出願者によりそれに関連して正式に提出された説明書は実質的に事実の虚偽の表現を含むと信ずべき理由を持つ場合、長官は、当該特許の許可の日のあと5年以内に、特許局長官に、特許局長官が記録している当該特許の権利を長官に移すべき旨の要請書を正式に提出し得る。当該要請についての通告書は、特許局長官が当該特許の登録の所有者へ送付するものとし、当該通告書の受領のあと30日以内に、当該登録の所有者が、当該説明書に当該虚偽の表現が含まれているか否かの問題について特許干涉局の聴聞を要請する場合を除き、当該特許の権利は長官に移されるものとする。当該問題は聴聞の上決定されるものとし、その決定は、そこに生ずる問題につき(d)項で規定された方法で行なわれる調査に従うものとする。本項の下での特許の権利を移すことについての長官による要請及び刑法の侵犯としての訴訟は、長官が(d)項により当該特許を長官に与えるべき事を要請しなかつた場合も、又は、長官が当該特許をその出願者に許可することに反対しない旨を述べる長官が前に出した通告書がある場合でも、禁止されないものとする。

(f)本項に基づいて長官が規定する規則により、長官は、合衆国の利益が充分につぐなわれたと判断する場合、局の契約により必要な作業の遂行において個人又は個人の群によりなされた又は、なされうる発明又は、発明群に関し、本条による合衆国の権利の全部又は一部を廃棄しうる。当該廃棄は、長官

が合衆国の利益の保護のために必要であると判断する状況及び場合において行ないうる。発明に関してなされる当該廃棄の各々は、合衆国又は合衆国との条約又は協定に従う外国政府、又はそれらの代理が、当該特許を世界中で実用するために、取消しえない、非独占的、譲渡しえない、特許料不要の認可をすとの長官の留保に従うものとする。本項による廃棄の提案の各々は、長官が局に設立する発明貢献局にゆだねられるものとする。当該局は、関係当事者に聴聞の機会を与えるものとし、ならびに当該提案に関する事実の発見及びそれに関連してとらるべき行為の勧告を長官に伝えるものとする。

(g)長官は、合衆国のために長官が特許を保持する発明を個人（合衆国の機関以外のもの）が実用するために、長官により許される認可の状況及び条件を規定する規則を定め、かつ、公告するものとする。

(h)長官は、権利を有する発明又は発見を保護するため、全ての適当かつ必要な手段を取り、及び、本条により発明又は発見の権利を保有する契約者又は個人に対し、局が使用の権限を有し又は取得しうる発明又は発見を保護することを要請する権限を有する。

(i)局は、合衆国法典第35編第17章の合衆国の防衛機関と見做されるものとする。

(j)本条で用いられた、

(1) "個人"なる語は、個人、共同体、企業体、協会、機関、

又は、その他の実体を意味し、

(2) "契約"なる語は、現実の、又は提案中の契約、協定、了解覚書、又はその他の申し合せを意味し、及び、当事者の申し立て、代理又はそれにもとづいて実施又は締結される下請を含み、及び、

(3) "なされた"なる語は、発明に関連して用いられたとき、当該発明の概念即ち最初の現実的実用への移行を意味する。

貢献の報償

第3.06条 (a)本条の規定に従い、長官は、自分の発意又は個人の志願により、航空宇宙活動の実施に重要な価値を有すると長官が判断する科学的又は技術的な局への貢献に対し、長官が正しいと決定した額及び条件で(第3.05条で定義した)個人に金銭的報償を行なう権限を有する。当該報償に対してなされる志願は、本法第3.05条により設立される発明貢献局にゆだねられるものとする。当該局は、当該志願者に当該志願につき聴聞の機会を与えるものとし、当該貢献に関し当該志願者になさるべき報償があるとすれば、その報償の条件に関するその勧告を長官に伝えるものとする。報償の状況及び条件を決定するに際し長官は、

- (1)合衆国への貢献の価値、
- (2)当該貢献の関発に対し志願者により費消された金額の累計、
- (3)合衆国が当該貢献を利用するために、志願者が以前に受領した報酬(政府の官吏又は従業員としての勤務に対し受領した俸給以外のもの。)の額、

(4)長官が大切であると決定するその他の要因、
を考慮に入れるものとする。

(b)(a)項により1以上の志願者が同一の貢献に権利を主張するときは、長官は、当該志願者の夫々の権利を確認し決定するものとし、かつ、長官が公平であると決定する比率で当該志願者間に、当該貢献に関してなされる報償を配分するものとする。(a)項による貢献に対する報償は、

(1)合衆国内又はその他の場所で、合衆国がもしくはそのために又は、合衆国との条約又は協定に従う外国政府が、もしくははそのために、任意の時に、当該貢献又はその要素を使用したことによる報酬(本条によりなされる報償以外のもの)を受領しうべき全ての請求権を、当該志願者が、長官が効果的と定める方法で、放棄する場合を除き、

(2)100,000ドルを越える場合(但し、長官が当該報償の提案の額、条件、及び基礎に関する十分かつ完全な報告を議会の該当委員会に伝え、議会の定例会議30日(30日)が当該委員会による当該報告の受領の後、経過した場合を除く。)、行なわれない。

予 算 配 分

第307条 (a)本法において、(1)不動産の取得もしくは接收、又は(2)250,000ドルを越えるその他の資本的性質(工場又は施設の取得、建設、又は拡張の如きもの)の項目に対する金額の予算配分を要するものがない場合を除き、本法の実施に必要な額は、予算配分される。施設の建設、又は研究開発活動に対して、本

法に従い予算配分された額は、費消されるまで利用しうるものとする。

- (b)施設の建設のために予算配分された資金は、現存の施設が重大な故障、事故、又はその他の状況により動作不能となり、かつ、長官が新施設の建設よりも修理の方が緊急であると考えるとき、当該現存施設の当該事故修理に使用されうる。